

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	第1種又は第2種低層住居専用地域における建築物の高さ（以下「絶対高さ」という。）の限度の認定	
根拠法令・条項	建築基準法第55条第2項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>当該認定の取り扱いについては、認定の条件となる空地及び敷地の規模が政令において明確になっており、「低層住宅に係る良好な住環境を害するおそれがない」の判断基準は、原則として「昭和52年10月31日付住指発第778号通達」第4号3の規定を準用する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	